

釧路市休業等支援金 申請の手引き

I. 申請にあたっての注意事項

(1) 釧路市への申請は下記の事業者の方が対象です。(下図の④)

・4月25日以前から酒類提供の無い飲食店

・4月25日以前から酒類を提供しているが19時前に閉店していた飲食店

その他の事業者の方は北海道への申請をお願いします。(釧路市への申請は不要です)

(下図の①②③)

<給付及び申請のイメージ>

| 区分 | ① | ② | ③ | ④ |
|--------|------------------|---------|-----------|----------------------------------|
| 対象施設 | 知事の休止要請・協力依頼対象施設 | | 飲食店 | |
| | 法人 | 個人事業主 | 以前から酒類提供有 | 以前から酒類提供無し 又は 以前から19時以前に閉店 |
| 給付イメージ | 道から30万円 | 道から20万円 | 道から10万円 | 市から30万円 |
| | | 市から10万円 | 市から20万円 | |

| | | | |
|--------|--------------------------------|---|------|
| 申請先 | 北海道 | 北海道 ※釧路市への申請は不要 (道の給付実績を元に市から追加給付) | 釧路市 |
| 申請の手引き | 北海道 『休業協力・感染リスク低減支援金申請の手引き』 | | 本手引き |

(2) 上記③と④等、北海道と釧路市に対する重複申請はできません。

重複申請された場合、30万円を超える支援金は釧路市に返還いただきます。

(3) 支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等は発覚した場合は、釧路市は支給決定を取り消し、支援金を返還いただく場合があります。

(4) 支給事務の円滑・確実な実行のため、釧路市は必要に応じて対象施設の取組状況等に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

II 支援金給付の考え方

釧路市では、北海道の休業要請等によらない飲食店についても、休業や営業時間の短縮など感染防止対策の協力を行っていただく場合に、釧路市独自で支援金を給付いたします。

III 申請要件

本支援金の申請要件は、次の 1 から 4 までの全ての要件を満たす者とします。

1 釧路市内で対象施設を管理する法人又は個人事業主であること

※市内に対象施設があれば市外に本社があっても対象となります。

※複数の施設を管理している事業者は全ての施設で取組を行う必要があります。

2 令和 2 年 4 月 2 4 日（金）時点で、次の対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、管理していること

(1) 飲食店（テイクアウト・デリバリー専門店を除く。以下同じ）のうち、酒類の提供を行っていない施設

(2) 飲食店のうち、酒類の提供を行っているが従来から 1 9 時以降の営業を行っていない施設

3 北海道の緊急事態措置の期間のうち、遅くとも令和 2 年 4 月 2 5 日（土）から 5 月 6 日（水）までの全ての期間において、下記（1）及び（2）の感染防止対策に取り組んでいること

※ 5 月 7 日（木）以降の緊急事態措置の期間中も、感染拡大防止協力への誓約をお願いします。

(1) 休業・営業時間の短縮等（いずれか一つ以上）

① 休業

② 夜間営業の自粛（20時から5時まで）

③ 営業時間の短縮（2時間以上）

④ イートインの中止（テイクアウト・デリバリーのみによる営業など）

⑤ 店舗の座席レイアウト変更（席数減によるソーシャルディスタンス確保等）

(2) 施設運営のきめ細やかな取組（いずれか一つ以上）

① 3つの密（密閉・密集・密接）の防止（換気や行列間隔の工夫など）

② 飛沫感染・接触感染の防止（従業員のマスク着用など）

③ 移動時の感染の抑止（従業員等の時差出勤や在宅勤務）等

4 申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等は、釧路市暴力団排除条例（平成 24 年釧路市条例第 33 号）第 2 条第 1 項各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者に該当しないこと。

IV 申請手続き等

1 申請に必要な書類等の入手方法

- (1) 釧路市ホームページ
(トップページの「トピックス」内『釧路市休業等支援金について』をクリック)
- (2) 釧路市市役所本庁舎3階 休業等支援金対策班、各支所、各行政センター
※ 土日祝日は釧路市役所本庁舎3階休業等支援金対策班で配布(入口は本庁舎裏玄関のみ)
- (3) 【5月8日より順次配布】北海道釧路総合振興局、釧路商工会議所、阿寒町商工会、音別町商工会、(一社)北海道中小企業家同友会くしろ支部、釧路民主商工会、釧路市商店街振興組合連合会、(一社)釧路観光コンベンション協会、NPO 法人阿寒観光協会まちづくり推進機構、釧路市ビジネスサポートセンターk-Biz

2 申請書類の提出

- ・ 4ページに記載のある申請書類を提出してください。
※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
※ 申請書類の返却はいたしません。

3 申請受付期間及び受付方法

- (1) 申請受付期間

令和2年5月7日(木)から7月31日(金)(消印有効)まで

- (2) 申請受付方法

郵送による

※感染拡大防止の観点から郵送申請にご協力ください。

※簡易書留や一般書留、レターパックプラスなど郵便物の追跡ができる方法でご郵送ください。

<宛先>〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市役所産業振興部商業労政課休業等支援金対策班

※差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を支給します。本支援金の支給開始は5月下旬から順次支給していくことを予定しています。

5 通知等

申請書類の審査を行い、支援金支給の可否について決定をしたときは、支給/不支給の通知を発送いたします。万一、申請書送付から1か月程度経過しても通知が無い場合は、釧路市休業等支援金対策班(0154-31-4522)にご連絡ください。

V 申請書類

- 釧路市休業等支援金 申請書兼請求書（様式第 1 号）
- 誓約書（様式第 2 号）
- 4 月 24 日以前から営業を行っていることがわかる書類
 - ・【法人の場合】直近の税務申告書の写し
（税務署受付印のある「別表一」。電子申告の場合、「別表一」と電子申告受信通知。）
 - ・【個人事業主の場合】直近の確定申告書の写し
（税務署受付印のある「第一表」。電子申告の場合、「第一表」と電子申告受信通知。）
 - ・【創業後間もなく決算期や申告時期を迎えていない場合】営業実態がわかる資料
（税務署受付印のある「個人事業の開業・廃業等届出書」又は「法人設立・設置届出書」に加え、直近の月末締め帳簿等を添付。）
- 営業に必要な許可等を全て取得していることが分かる書類（全店舗分）
 - ・飲食店営業許可などの写し
- 業種・業態が確認できる書類（全店舗分）
 - ・チラシ、HP、広告、外観（社名や店舗名入り）や内観がわかる写真等いずれかの写し
- 感染症防止対策の取組が分かる書類（全店舗分）
 - ・休業、夜間営業自粛、営業時間短縮、イートイン中止、座席レイアウト変更が分かる書類の写し
（例）休業等を告知するHP、店頭ポスター、チラシ、DM、写真 等
 - ※ 事業者名称や状況（休業の期間、営業時間の変更）が分かるよう工夫して下さい。
 - ※ 複数施設が混在している場合、対象施設部分が実施していることが分かるよう工夫してください。
- 振込を希望する口座の通帳の写し
 - ・銀行名、店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義がわかる通帳ページの写し
 - ※ 法人は法人口座、個人事業主は事業用口座か代表者の個人口座への振り込みとなります。
- （個人の場合）本人確認書類
 - ・運転免許証、パスポート、保険証等の写し
 - ※ 個人情報をもっと多く含みますので、マイナンバーカードの提出はお控え下さい。

ご提出いただいた書類は返却いたしませんのであらかじめご了承のほどお願いいたします。